

## 国立大学法人鹿屋体育大学研究設備等共用推進ポリシー

〔令和5年3月24日〕  
学 長 裁 定

国立大学法人鹿屋体育大学（以下、「本学」という。）は、国立唯一の体育大学として、地域・社会に一層貢献することを目指し、本学の基盤となる研究施設及び設備等を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進めるために、次のとおり研究設備等共用推進ポリシーを定める。

1. 本学の設備整備マスタープランに沿って、研究設備等の学内外の共用を推進する。
2. 研究設備等の維持・管理は、学長が中心となり、共用できる環境を整える。
3. 概算要求、外部資金等により整備された研究設備等は、原則として共用の対象とする。

### 附 則

このポリシーは、令和5年3月24日から施行する。